

2006年4月11日

各 位

社団法人ロシア東欧貿易会
会 長 高 垣 佑

ロシア東欧貿易会「ロシア経済特区訪問団」参加募集のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社団法人ロシア東欧貿易会では、2006年5月15日（月）～5月18日（木）の日程で高垣 佑 ロシア東欧貿易会会長（三菱東京UFJ銀行相談役）を団長として、ゼレノグラード及びエラブガ経済特区視察訪問団を派遣することになりました。

両経済特区は、昨年7月の連邦法「経済特区について」の成立後、経済発展貿易省の選考委員会を経て、連邦政府の決定により6カ所の経済特区として発足した内の2カ所です。今回の特区制度導入の主たるねらいは、ロシアの産業構造の高度化であり、石油・天然ガスをはじめとする資源・素材部門に偏重した産業構造からの脱却を図り、製造業を中心とした均衡のとれた第2次産業を早急に形成すること、さらには各種のサービス産業等を含んだ第3次産業の育成・発展までも展望した産業構造基盤の構築にあります。これらの経済特区開発には、現在の石油・エネルギー価格の上昇等による良好な財政収支状況が背景にあるかと思われそうですが、なによりも1990年代の経済特区構想の反省をもとに、あらたに6つの経済特区（4つの技術導入特別経済区及び2つの工業生産特別経済区）を設定し、そこに多くの外資による直接投資、技術導入をはかりその直接的・間接的波及効果を期待したものであります。同時に、地方の拠点的特区開発により、当該地域の外延的發展も意識しています。

この度訪問予定のモスクワ市ゼレノグラード区（技術導入特別経済区）は、マイクロエレクトロニクスを想定産業分野とし、他方、タタールスタン共和国エラブガ地区（工業生産特別経済区）は、自動車部品並びに石油化学分野の高度技術製品の生産を対象としております（註、別添「ロシアの経済特区制度」ご参照）。

今回の訪問団は、ロシア経済特区庁の全面的協力のもとに、両特区の政府関係代表者、地方政府幹部等との懇談により当該特区及び特区進出のメリットなどの説明を受けると共に、特区視察はもとより現地の重要施設、関係企業等を訪問することにより、当該地域及び当該特区の投資環境、外資進出環境・状況を把握、情報入手し、今後の各企業の投資促進に役立てることを主眼に企画されたものであります。

皆様におかれましては、この機会にぜひ経済特区訪問団へのご参加をご検討いただきますようご案内申し上げます。

敬 具

ロシア東欧貿易会「ロシア経済特区訪問団」実施概要

1. 旅行期間： 2006年5月15日（月）～5月19日（金）
2. 主要訪問都市： モスクワ市、同市ゼレノグラード区、タタルスタン共和国カザン市、同共和国エラブガ地区、同共和国ニジュネカムスク市
*事情によりゼレノグラードの代わりにモスクワ州ドブナ特區訪問の可能性あり。
3. 料金概算： 約84万円（Cクラスご利用）
約73万円（Yクラスご利用）
約49万円（Y Pexクラスご利用）
*上記はいずれも日本航空利用の場合
4. 料金に含まれる物： 往復航空運賃、ロシア国内移動費及び宿泊費、通訳・アテンド料
5. 申込方法： 添付参加申込書と旅券の顔写真の頁の写しを申込期限までに、下記手配旅行社までご送付下さい。
6. 申込期限： 2006年4月25日（火）
7. 手配旅行社： 株式会社大陸トラベル（担当：木藤、安川）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル6F
TEL：03-5470-4433 FAX：03-5470-4430
8. 問合せ先： 社団法人ロシア東欧貿易会 経済研究所（担当：原、岡田）
〒104-0033 東京都中央区新川1-2-12 金山ビル
TEL：03-3551-6216 FAX：03-3555-1052

以上

ロシア経済特区訪問団
日程表

	日付	曜日	時間	内容	宿泊都市
1	平成18年 (2006年) 5月15日	月	9:00 11:15 16:10 17:00 18:00	成田空港集合 成田空港よりJL-441便にてモスクワへ向け出発 モスクワ・シェレメテボ空港到着 専用車にて移動 ホテル着	モスクワ市 ウクライナ・ホテル
2	5月16日	火	7:00 10:05 11:30 12:00 午後 18:00	空港シャトルバスにて移動 モスクワ・シェレメテボ1空港より、Y9-371便にてタタルスタン共和国カザン市に向け出発 カザン空港に到着 専用車にて移動 タタルスタン共和国政府訪問 経済特区セミナー開催 ホテル着	タタルスタン共和国カザン市 ホテル・シェリヤーピン
3	5月17日	水	8:00 13:00-16:00 16:00 17:30 19:00 20:40 21:30 22:30	専用車にてエラブガへ移動 エラブガ工業生産特区訪問 経済特区セミナー開催、企業訪問等 専用車にてニジュネカムスクへ移動 ニジュネカムスク空港到着 ニジュネカムスク空港より、Y9-362便にてモスクワへ向け出発 モスクワ・ドモジエドボ空港到着 専用車にてホテルへ移動 ホテル着	モスクワ市 ウクライナ・ホテル
7	5月18日	木	終日 17:55	専用車にて移動 モスクワ市ゼレノグラード区またはドゥブナ市訪問 モスクワ・シェレメテボ2空港より、JL-442便にて日本・成田に向け出発	機中泊
8	5月19日	金	8:10	成田空港着 解散	

ロシア東欧貿易会 ロシア経済特区訪問団 参加申込書

兼株式会社大陸トラベル渡航申込書

		記入日	年	月	日
申込者氏名		生年月日	年	月	日
ローマ字表記					
本籍地のある都道府県	都・道・府・県	出生地のある都道府県	都・道・府・県		
現住所	〒				
自宅電話番号		自宅ファックス			
旅券番号		発行年月日	年	月	日
		有効期間満了日	年	月	日
旅行期間に有効なロシア査証の有無	<input type="checkbox"/> 有 旅行期間に有効なロシア査証を取得済みです。今回手続きする必要がありません。 <input type="checkbox"/> 無 旅行期間に有効なロシア査証を持っていません。今回取得する必要があります。				
勤務先名称					
英文表記					
所属部署		役職名			
英文表記		英文表記			
勤務先所在地	〒				
勤務先電話番号		勤務先ファックス			
e-mail					
留守中緊急連絡先(親族等)	〒				
氏名		続柄			
TEL					
備考	<p>★あわせて、パスポートの最初のページを両開きをスキャナーで読み取り、JPEGファイルに保存のうえ、大陸トラベル担当者にご送付ください。</p> <p>★パスポートの残存期間が少ない場合は、更新していただく必要があります。</p> <p>★後日、査証申請時に証明書用顔写真1枚(縦4cm×横3cm カラーでも白黒でもよい)とパスポートをご提出いただけます。</p>				

ロシアの経済特区制度

『ロシア東欧貿易調査月報』2006年3月号掲載の記事より抜粋

< 概論 >

- 2005年7月連邦法「特別経済区について」成立（特区に関する統一的なルール制定は初めて）。「工業生産特区」と「技術導入特区」の2種類がある。
- 同年11月28日 経済発展貿易省・選考委員会開催、経済特区6箇所内定。
- 同年12月21日 連邦政府決定により、6箇所の特区創設正式決定。
- 2006年1月18日、連邦政府が一連の地域・自治体と個別協定調印、経済特区6箇所発足。
- 特区は今回の6箇所ですべてでなく、本年中にも追加の認定がなされる見込み。また、「観光・リクリエーション特区」および「港湾特区」の制度を新たに導入する予定。
- 今回の特区制度導入のねらいは、産業構造の高度化（ロシア経済は石油・天然ガスをはじめとする資源・素材部門に偏重、石油高で財政的な余裕を追い風に、特区選定し、集中的投資のため外資を巻き込み製造業およびハイテク産業発展拠点育成、経済浮揚を図る）。
- 経済発展貿易省の外局として「連邦経済特区管理庁」新設、全国の特区の一元的管理をめざす。
- ただし、カリーニングラード州経済特区は、今回の連邦特区とは別枠。

1. 経済特区法の骨子

- ロシアの経済特区には、「工業生産特別経済区」と「技術導入特別経済区」の2種類がある（第4条）。（便宜上「工業生産特区」「技術導入特区」と呼ぶ。）
- 工業生産特区の面積は20km²以内。技術導入特区の面積は2km²以内（合計面積が2km²以内であれば、2つの区域に分かれていても構わない）。一つの地方自治体全体が特区となることはできず、その一部が特区となる（第4条）。経済特区は、国有地または地方自治体所有地に創設される（第5条）。
- 経済特区では、地下資源採掘および金属製造、それらの加工、物品税対象商品の製造（乗用車およびオートバイを除く）が禁止される（第4条）。
- 経済特区の存続期間は20年間で、延長はできない（第6条）。
- 企業は、特区の所在する地方自治体で登記を行ったうえで、特区の管理機関と協定を結ぶことにより、特区の「入居者」となる（第9条）。協定の有効期間は、特区の存続期間（つまり最長20年）を超えないものとする（第16条）。
- 工業生産特区で入居者は、協定で規定されている範囲内で、工業生産活動のみを行う。工業生産活動とは、商品（製品）の生産・加工およびその販売を意味する（第10条）。
- 技術導入特区で入居者は、協定で規定されている範囲内で、技術導入活動のみを行う。技術導入活動とは、科学技術製品の開発・販売、試作品の製作・実験・販売等、コンピュータ関連サービスなど（第10条）。
- 特区の非入居者も、特典は利用できないが、特区内で事業を行うこと自体は可能。他方、特区の入居者は、特区外に支店・代表事務所をもつことができない（第10条）。
- 工業生産特区の入居者は、1,000万ユーロ相当以上の投資を実施しなければならない。うち、最初の1年間で100万ユーロ相当以上（第12条）。

- 工業生産特区の管理機関は、入居者との間で、土地区画の賃貸契約を結ぶ（第12条）。技術導入特区の場合は、特区内に所在する国または地方自治体の資産（建物等）の賃貸契約が結ばれるが、協定で特記すれば土地の賃貸も可能（第22条）。賃借した土地区画に、自ら不動産物件を建設した場合は、土地区画を買い上げる権利が生じる（第32条）。
- 特区の入居者が、生産や研究開発といった所期の目的で外国から商品を輸入する際には、輸入関税および付加価値税が免除される。同様に、ロシアの他地域および特区の別の企業から購入される商品についても、付加価値税が免除される。商品の特区への移入および特区からの移出は、税関によって管理される。免税対象品目は事前に届け出る（第37条）。
- 協定の有効期間中は、納税者にとって不利な変更が税法にあっても、特区の入居者には適用されない（第38条）。
- なお、特区法には明記されていないが、各種報道によれば、特区入居者に対しては、統一社会税の税率が26%から14%に引き下げられると伝えられている。また、5年間、土地税、資産税、運輸税といった地方税が免除され、利潤税についても地方予算納付分（4%）が免除される。グレフ経済発展貿易大臣によれば、これらの追加的な優遇措置の方が、連邦法にうたわれている優遇よりも大きいという。経済特区管理庁の試算によれば、これらの減税措置を合計すると、経済特区に入居することによるコスト削減効果は、約30%にも及ぶという。
- また、特区においては、電力、ガス、水道、電話、鉄道・道路、オフィス建設といった基礎的な産業基盤の整備が、連邦および地方の公的資金を投入して、集中的に実施される。これらのインフラ整備事業は2007年末までに完了見込み、2006年の連邦予算で80億ルーブル計上（325億円に相当）。

2. 経済特区の選定

選定された経済特区は、下表のように6箇所である（技術導入特区が4箇所、工業生産特区が2箇所）。ロシアの特区制度で特徴的なのは、それぞれの特区で想定されている事業分野が、具体的に示されていること（表参照）。もっとも、こうした分野でなければ特区に入居できないというわけではなく、法律の要件さえ満たせば、どんな事業でも優遇措置を利用できるとされている。

なお、2回目の選考会が、2006年上半期にも実施される見込み。極東や東シベリアの地域にも「敗者復活」の可能性あり。また、政府は新たに「観光・リクリエーション特区」および「港湾特区」（海港だけでなく空港も対象になる模様）の制度を導入すべく、現在2005年特区法の改正作業を進めているところである。

2005年連邦法にもとづく経済特区（2006年2月現在）

種類	所在地	想定されている事業分野
技術導入 特別経済区	サンクトペテルブルグ市	IT、計測・分析機器
	モスクワ市ゼレノグラード区	マイクロエレクトロニクス
	モスクワ州ドゥブナ市	核技術・物理学、プログラミング
	トムスク州トムスク市	新素材、核技術、ナノテク、バイオ
工業生産 特別経済区	リペツク州グリャジ地区	家電生産、家具生産
	タートルスタン共和国エラプガ地区	自動車部品、石油化学分野の高度技術製品

ロシアの経済特区地図



モスクワ市ゼレノグラード区
Зеленоградский административный округ г. Москвы

- 回 種類：技術導入特別経済区。
- 回 想定事業分野：マイクロエレクトロニクス。
- 回 特区の面積：2つの区域からなり、「MIET技術革新地区」は5.15ha、「技術導入地区－アラブシェヴォ」は150ha。
- 回 立地・アクセス：ゼレノグラード区はモスクワ市の飛び地のような位置関係にあり、モスクワ外環状道路から北西方向に20kmほど離れたところにある。交通は至便であり、シェレメチェヴォ空港からも近い。
- 回 インフラ整備投資額：50億ルーブル（うち連邦負担分が50%）。
- 回 期待される経済効果：2006～2025年の期間中に特区の活動から得られる税収は400億ルーブル。2025年までに1.5万の雇用が創出される。
- 回 進出が見込まれている企業：Cadence Design Systems、Photronics、Chartered Semiconductor、Motorolaなど。地元ゼレノグラードの企業・組織の多くも入居を希望。
- 回 関連するインターネット・サイト：
 - <http://www.zelao.ru> ゼレノグラード区行政府
 - <http://www.mos.ru> モスクワ市政府

モスクワ州ドゥブナ市
г. Дубна (Московская область)

- 回 種類：技術導入特別経済区。
- 回 想定事業分野：核技術・物理学、プログラミング。
- 回 特区の面積：特区は2つの区域に分かれ、左岸区域が136ha、右岸区域が52ha。
- 回 立地・アクセス：モスクワ州のほぼ最北端に位置する。モスクワ市からは100kmほどで、幹線道路A104で直結している。ヴォルガ川と大きな貯水池に面する。
- 回 インフラ整備投資額：25億ルーブル（うち連邦負担分が70%）。
- 回 期待される経済効果：2006～2018年の期間中に特区の活動から得られる税収は420億ルーブル。2012年までに1.3万の雇用を創出。
- 回 外国企業・組織との協力：これまでの実績で、世界18カ国の500の研究機関との協力関係を築いてきた。特区のコンセプトづくりには、英国のJohn Tompson & Partners、Gillespies、Bidwells、またイタリアのMerloni Progettiが参加した。
- 回 参考：上記のような事業分野が想定されているが、実際には大半の特区申請はIT分野であるという。ドゥブナ市ではこのほか、航空関連機器設計、バイオ、材質学、ナノテクなども発展させて総合ハイテク特区をめざす構え。
- 回 関連するインターネット・サイト：
 - <http://www.dubna.ru> ドゥブナ市行政府
 - <http://www.mosreg.ru> モスクワ州行政府

タタールスタン共和国エラブガ地区 Елабужский район Республики Татарстан

- 回 **種類**：工業生産特別経済区。特区の名称は「アラブガ」（「エラブガ」をタタール語読みしたもの）。
- 回 **想定事業分野**：自動車部品、石油化学分野の高度技術製品。
- 回 **特区の面積**：2,000ha。特区は、第1期開発地、第2期開発地、将来的な開発地の3つに分けられている模様。
- 回 **立地・アクセス**：タタールスタン共和国は沿ヴォルガ地域の要衝。エラブガ市は首都のカザンからは若干離れており、ナーベレジヌイエチェルヌイ市から25km、ニジネカムスク市から40kmという距離にある。特区「アラブガ」は、そのエラブガ市の郊外に位置する。幹線道路M7でモスクワ、ウファなどと結ばれている。鉄道のアクセスもまずまず。
- 回 **インフラ整備投資額**：16億ルーブル（うち連邦負担分が49%）。
- 回 **期待される経済効果**：投資総額250億ルーブル。鋳工業生産は2008年までに年間270億ルーブルに、2013年までに430億ルーブルに達する。特区が存続する20年間で410億ルーブルが財政に。2010年までには4,500人の雇用が創出される。
- 回 **進出が見込まれている企業と生産品目**：ヒュンダイ（自動車アセンブリー）、GM（自動車アセンブリー）、KFZ（車輪用ディスク）、GMTおよびGeorg FicsherおよびRBLおよびMANDO（自動車部品）、生産合同EIAZ（トラクターおよび特殊車両）、エラブガ・ポリスチロール工場（プラスチック部品）、KREZ（ポリエーテルおよび同製品）、NALKO（化学試薬）、タトネフチェヒムインベスト・ホールディング（ポリ炭酸エステル製品、ポリプロピレン製品、ポリスチロール製品）、ZASSおよびAlabuga International SA（家電）、Gorenje（家電）、Nilsson（特殊車両）、Unico Filter（フィルター）など。
- 回 **備考**：この地区では、すでに1990年代の末にタタールスタン共和国独自で自由経済区の創設を試みていた経緯があり、その基盤にもとづいて今回特区が改めてつくられた形。
- 回 **関連するインターネット・サイト**：
 - <http://www.elabugae.ru> エラブガ市行政府
 - <http://www.tatar.ru> タタールスタン共和国政府